

# 核融合科学研究所研究データポリシー

令和4年10月18日 所長決定

このポリシーは、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における研究データ等の取り扱いについて、核融合科学研究所オープンアクセス基本方針（令和4年2月1日 所長決定）に基づき、必要な事項を定める。

## 1. 目的

研究所は、核融合プラズマに関する理学、工学及びその応用の研究を行うために、全国の研究者の交流、協力の場として共同研究、共同利用を推進するとともに、若手研究者の育成、核融合科学に関する情報の提供や国際協力の推進の機能を果たすことを目的としている。

研究活動を通じて得られる研究データは重要な知的財産であり、研究所は、これらのデータについて、適切な管理を行い、広く有効な利活用を図るよう、積極的な措置を講ずる必要がある。このために、研究所における研究データの管理並びに公開及び利活用の原則を定める。

## 2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データは、研究所における研究と教育に関する研究活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

## 3. 研究データ管理等

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構の規程その他これに準ずるものの範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

## 4. 研究所構成員の責務

研究所の構成員であって、研究又は教育に携わる者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する責務がある。

## 5. 研究所の責務

研究所は、研究データ管理及び公開を支援する環境を整える責務を有している。